

令和7年工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

№	発生月	業 種	被 害	疾 病 名	災 害 の 概 要	原因物質等
1	2月	自動車・同付属品製造業	休業1名	有機溶剤中毒	災害発生当日、モールディング（自動車ドア部品）に下地材を塗布する作業をしていた。下地材には、キシレン、トルエン、エチルベンゼン等の有機溶剤（特別有機溶剤）が含有しており、それらにばく露したことによりめまい、吐き気等の中毒症状を引き起こし、そのまま倒れたもの。	トルエン キシレン エチルベンゼン
2	4月	橋梁建設工事業	休業1名	一酸化炭素中毒	線路高架下の倉庫内において、コンクリート壁の撤去作業を行っていた際に、手元作業を行っていた被災者が、体調不良を申し出たため、元方事業者の担当者が病院に搬送したところ、一酸化炭素中毒と診断されたもの。なお、コンクリート壁の撤去作業に伴う一部装置の電源として内燃機関を有する発電機を使用していたが、同発電機は屋外に設置されていた。	一酸化炭素
3	9月	その他の接客娯楽業	休業1名	一酸化炭素中毒	同僚からのガス臭がするとの発言を受け、冷温水機が設置されている屋上に行った後、体調不良を訴え、早退して帰宅。帰宅後、自宅近くの病院で受診したところ、一酸化炭素中毒と診断された。	一酸化炭素
4	12月	その他の建築工事業 その他の建設業	休業5名 不休2名	一酸化炭素中毒	歩道橋の塗替・修繕工事。災害発生当日は歩道橋の既存塗装の剥離作業を実施していた。歩道橋の周囲に吊り足場を設置し、防音シートで覆った状態で、歩道橋の手すりの塗装を剥がすため、剥離剤を塗り、ふやけた状態にした後、グラインダーで剥離作業を行っていた。吊足場の養生板張り内に持ち込んでいた発動発電機にグラインダーをつないで使用していたところ、作業員が体調不良を訴え、7名が救急搬送され一酸化炭素中毒と診断された。	一酸化炭素